

(別紙)収入減少の状況等

猶予額の計算

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、新型コロナウイルスの影響により収入が減った前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

	項目	令和3年(当年)			令和元年同月			収入減少率
		3月	4月	5月	3月	4月	5月	
収入	売上	3,612,477	2,977,865	2,850,918	2,293,453	5,009,821	3,089,121	$1 - (\text{③} \div \text{⑥})$ $1 - (\text{④} \div \text{⑦})$ $1 - (\text{⑤} \div \text{⑧})$ のうち最大のものを記載 41 %
	小計	③ 3,612,477	④ 2,977,865	⑤ 2,850,918	⑥ 2,293,453	⑦ 5,009,821	⑧ 3,089,121	
支出	仕入	2,597,892	2,203,484	2,189,075	3,312,381	3,569,345	2,157,831	支出平均額 $(\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪}) \div \text{記入月数}$ ⑫ 3,160,520 円
	販売費/一般管理費	621,931	511,192	407,987	667,123	690,812	413,125	
	借入金返済	200,000	0	0	250,000	250,000	250,000	
	生活費	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	
	小計	⑨ 3,669,823	⑩ 2,964,676	⑪ 2,847,062	4,479,504	4,760,157	3,070,956	

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	18,963,120 円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	300,000 円	
			=	当面の支出見込額(⑬)	19,263,120 円

(3) 現金・預貯金残高

現金	200,000 円	預貯金	1,945,463 円	現金・預貯金の合計(⑭)	2,145,463 円
----	-----------	-----	-------------	--------------	-------------

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付・納入すべき税	1,000,000 円	-	(⑮) 納付可能金額	0 円	=	猶予額	1,000,000 円
-----------------	-------------	---	------------	-----	---	-----	-------------

《「収入の減少」とは…》

申請月前1年の任意の期間（1か月以上）において、事業をされている方の収入が新型コロナウイルスの影響により収入が減った前年同期間(当該年が新型コロナウイルスの影響により収入が減っている場合は、前々年)に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入（臨時収入の減少など）については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面（向こう6か月分）の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。